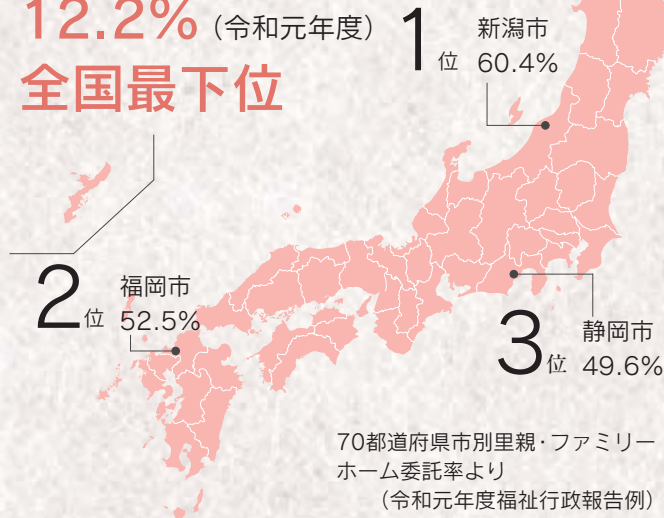


熊本県の里親委託率

12.2% (令和元年度)
全国最下位



社会的養護が必要な子どもは県内に約600人

虐待などで親元を離れて暮らす児童は県内に631人。

また、全国的に社会的養護を必要とする子どもに障がいがある割合が増えている。

県内の親元を離れて暮らす子どもの数

R1年度	677人
R2年度	631人



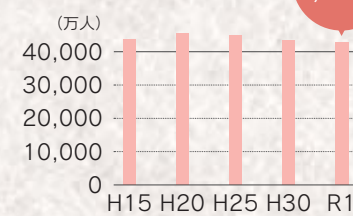
ウキカラ新聞

令和3年10月1日
発行 宇城市
特集
家族のカタチ
里親制度を考える

里親制度 求められる理由

保護者からの適切な養育が受けられない子どもを社会全体で育てる「社会的養護」が必要とされる子どもは全国で約4万4000人。親元で暮らせない子どもが、ハンディを背負ったまま孤立しないよう、里親家庭の割合や少人数制の施設の受け入れを増やし、家庭らしい環境でケアをすることが求められている。

要保護児童数



県内の一時保護者数

R2.8月末現在	33人
R3.8月末現在	52人

(熊本市を除く)

家庭と同じ養育環境を

改正児童福祉法が施行

平成29年4月に改正児童福祉法が施行され、生みの親が養育できない子どもは、養子縁組や里親・ファミリーホームなど家庭と同様の養育環境で、継続的に養育されることが原則となった。

措置理由 虐待が約半数

主な措置理由は、虐待や親の精神疾患で、平成30年児童養護施設入所児童等調査によると、虐待は45%にも及ぶ。

また、里親に委託されている子どもと乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約7割が虐待経験があるという結果が出ている。

さらに、全国の児童相談所に寄せられる相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年6,932件に比べ、令和2年度には205,029件と30倍ほどに増加している。



9割は施設で暮らす 家庭的環境で暮らす児童 わずか85人

熊本県中央児童相談所(児相)によると、令和2年度、県内の親元を離れて暮らす子どものうち、505人は児童養護施設、41人が乳児院で生活。約9割近くが施設で暮らしている状況だという。

家庭的	里親	63人
	ファミリーホーム(5・6人を預かる)	22人
施設	児童養護施設	505人
	乳児院	41人
	その他施設	50人

担当者が連携し 里親委託率向上を目指す

昨年12月、熊本県は、里親希望者の発掘から、里親になった後の支援までを一貫して行うフォスターリング機関を設置した。親と離れて暮らす子どもが家庭的な環境で安心して暮らせるよう、里親の支援を手厚くし、里親の登録や委託を増やす狙い。同機関の運営は、社会福祉法人慈愛園(熊本市)

里親に手厚い支援

と認定NPO法人優里の会(八代市)へ委託。慈愛園は児相(熊本市を除く県北部)、優里の会は八代児童相談所(県南部)の管轄地域を担当する。慈愛園内に開所した同機関「養育家庭支援センター」では、職

員7人がチームとなり、里親希望者の発掘や研修、里親宅への訪問などに取り組む。児相の矢ヶ崎洋さんは「委託後、準備期間を経て今年4月から本格的に稼働がスタートした。今後委託する子どもに関わる担当者で連携し、里親家庭を応援していく」と話している。

